

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年4月13日(2017.4.13)

【公表番号】特表2016-512555(P2016-512555A)

【公表日】平成28年4月28日(2016.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2016-026

【出願番号】特願2016-501805(P2016-501805)

【国際特許分類】

A 6 1 K 35/50 (2015.01)

A 6 1 P 13/12 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 35/50

A 6 1 P 13/12

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月10日(2017.3.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

急性腎損傷(AKI)を有する対象のAKIを治療するための医薬組成物であって、治療有効量の胎盤幹細胞を含み、ここで、該治療有効量が、該対象における、AKIの1以上の症状もしくは合併症の検出可能な改善、又はAKIの1以上の症状もしくは合併症の進行の低下をもたらすのに十分な量である、前記医薬組成物。

【請求項2】

急性腎損傷(AKI)を有する対象のAKIと関連する1以上の症状又は合併症を予防するための医薬組成物であって、治療有効量の胎盤幹細胞を含み、ここで、該治療有効量が、該対象におけるAKIの1以上の症状又は合併症の発症を予防するのに十分な量である、前記医薬組成物。

【請求項3】

前記胎盤幹細胞が、CD10⁺、CD34⁻、CD105⁺、CD200⁺胎盤幹細胞である、請求項1又は2記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記胎盤幹細胞がOCT-4を発現する、請求項3項記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記胎盤幹細胞がさらに、CD45-及びCD90+である、請求項3又は4記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記胎盤幹細胞がさらに、CD80-及びCD86-である、請求項3~5のいずれか一項記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記AKIと関連する症状が、疲労、血便、口臭、口の中の金属味、痣、手の震え、高血圧、鼻血、吃逆、発作、息切れ、排尿パターンの変化(例えば、定期的に排尿する能力の喪失、もしくは夜間の頻尿)、食欲不振、頭痛、吐き気及び嘔吐、不整脈、脇腹の疼痛(例えば、腎血管の血栓症もしくは腎臓の炎症が原因で起こる)、口渴、触知可能な膀胱、四肢の体液貯留(末梢浮腫)及び肺の体液貯留(肺水腫)、並びに/又は心タンポナーデである、請求項1~6のいずれか一項記載の医薬組成物。

【請求項 8】

前記対象における糸球体濾過量の増加、血清クレアチニンレベルの減少、尿クレアチニンレベルの減少、クレアチニンクリアランスの増加、血中尿素窒素(BUN)のレベルの減少、及び/又はナトリウム排泄分画の減少をもたらす、請求項1～7のいずれか一項記載の医薬組成物。

【請求項 9】

前記胎盤幹細胞が、全身、静脈内、動脈内、又は局所に投与される、請求項1～8のいずれか一項記載の医薬組成物。